ハ　当該不動産に関してテナントがある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ　当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

十　令第三条第六号に規定する約束手形のうち主要なものにつき、当期末現在における債権額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十一　令第三条第七号に規定する金銭債権のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十二　令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十三　令第三条第九号に規定する商品のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十四　商品投資等取引のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における評価額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十五　特定資産以外の資産のうち主要なものにつき、種類ごとに、当期末現在における時価総額の投資信託財産の純資産額に対する比率

十六　法第十一条第一項の鑑定評価が行われた場合には、当該鑑定評価を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日又は期間を含む。）

十七　当期末現在における当該投資信託財産の純資産及び受益証券の基準価額の状況

十八　投資信託委託会社が宅地建物取引業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

十九　投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十　その他当該投資信託財産の計算期間中における投資信託財産の運用状況を明らかにするために必要な事項のうち重要なもの

二十一　受益者が問い合わせを行うことができる部署及び電話番号

二十二　投資信託約款において運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第十四条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている投資信託にあっては、その旨及び運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報

二十三　運用報告書は受益者の請求により交付される旨及び受益者が当該請求をするために必要な情報

2　当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券のうち主要なものにつき、直前の計算期間に係る前項第二号から第十六号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3　第一項第五号から第八号まで及び第十号から第十五号までに規定する投資信託財産の純資産額に対する比率並びに同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、前条第一項第十号ロに規定する価格を使用するものとする。

4　第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて表示すべき場合には、前二項の規定を準用する。

5　投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後及び投資信託契約期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産に係る法第十四条第四項に規定する書面を作成しなければならない。

第五十九条第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前条」を「前二条」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

第六十二条中「及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）」を「から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）まで」に改め、「運用報告書」の下に「及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面」を加え、同条の表第五十八条第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第五十八条第一項第四号	投資信託委託会社及び受託会社	信託会社等

第六十二条の表第五十八条第一項第十六号の項中「第五十八条第一項第十八号」に改め、同表第五十八条第一項第二十号の項中「第五十八条第一項第二十二号」を「第五十八条第一項第二十一号」に改め、同表第五十八条第一項第二十三号」に改め、同表第五十八条第七項の項の次に次のように加える。

第五十八条の二第一項各号列記以外の部分	第十四条第四項	第五十四条第一項において準用する法第十四条第四項
第五十八条の二第一項第四号	投資信託委託会社及び受託会社並びに当該投資信託財産	信託会社等及び当該投資信託財産
第五十八条の二第一項第十六号	第十一条第一項	第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項
第五十八条の二第一項第二十二号	第十四条第二項	第五十四条第一項において準用する法第十四条第二項
第五十八条の二第五項	第十四条第四項	第五十四条第一項において準用する法第十四条第四項

第六十三条第一項中第十三号を第十五号とし、第四号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「次号」を「第六号及び第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容

第六十三条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　当該外国投資信託の仕組み（当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針を含む。）

第六十三条に次の二項を加える。

3　法第五十九条において準用する法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用方針

二　当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

三　運用状況の推移

四　当期末現在における当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産及び受益証券の基準価額の状況

五　当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらを対価とする役務の内容

六　投資の対象とする有価証券のうち主要なものにつき、銘柄ごとに、当期末現在における時価総額の当該外国投資信託に係る投資信託財産の純資産額に対する比率